

年 月 日

社団法人ショッピングセンター協会
会長 木村 恵司 殿

経済産業省製造産業局日用品室長 高辻 育史

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 矢島 敬雅

ライターに係る製造・輸入・販売規制の開始について

ライターについては、いわゆる使い捨てライターや多目的ライター（点火棒）を規制の対象とすべきとする消費経済審議会答申（平成22年6月18日）を受け、消費生活用製品安全法施行令の一部改正により特定製品及び特別特定製品として追加したところです。（平成22年11月10日公布）

今般、同法に基づく経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令も改正を行い、施行令とともに本年12月27日付けで施行され、消費生活用製品安全法による規制が開始されました。

つきましては、下記の事項について傘下の各事業者へ周知徹底が図られますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後、各地域において制度導入に係る説明会を開催することとしております。開催予定の詳細は、当省のホームページをご覧ください。

記

1. 規制対象となるライターは、いわゆる使い捨てライターといわれるたばこ用のライターに加え、たばこ以外のものに点火する多目的ライターも含まれます。

これらは、法令に定める技術上の基準を満たすとともに第三者機関である登録検査機関による検査を受ける等の要求に適合したものであることを示す表示（PSCマーク）を付したものでなければ、販売及び販売を目的とした陳列ができなくなります。（別添参照）

2. 販売及び販売を目的とした陳列に係る規制は、本年12月27日から施行されていますが9月間の猶予期間が設けられています。従って平成23年9月27日からはPSCマーク等の表示が付されていない製品は販売できなくなります。

消費生活用製品安全法によるライター規制について

1. 背景

ライターによる火災等の事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の集計によれば、平成16年度から20年度の5年間で、残火、意図しない着火等132件の製品事故が報告されています。

また、東京都によれば、東京消防庁管内において、平成11年から20年の10年間に、12歳以下の子供のライターを使用した火遊びによる火災が500件余り発生しているとしています。

欧米では、子供がライターを簡単に使えないようチャイルドレジスタンス機能に関する安全規制が既に導入されていますが、我が国においてはこれまでこのような規制が導入されていなかったため、経済産業大臣の諮問機関である消費経済審議会での議論を経て、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品として指定し、平成22年12月27日より規制が開始されました。

2. 規制の概要

(1) 規制の対象となるライター

政令上、「ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）」としており、いわゆる使い捨てライターと多目的ライター（点火棒）を対象としています。

なお、販売から2年間以上の保証書を付けること、日本国内に設置するアフターサービスセンター等で出荷日から5年間以上、ライター部品の交換又は修理が可能であること等、長期間の使用が確保される製品については除外される場合があります。

(2) 製造事業者及び輸入事業者の義務

製造・輸入事業者には、以下の事項の義務を履行し、表示（PSCマーク）を貼付したものでなければ、販売又は販売を目的とした陳列が禁止されます。（政令の附則により9月間の販売猶予期間が設けられており、平成23年9月27日からは、表示のない製品の販売ができなくなります。）

① 事業の届出（法第6条）

届出書の提出に際しては、被害者一人当たり1000万円以上かつ年間3000万円以上を上限額として補てんすることを内容とする損害賠償責任保険契約が締結されていることが必要です。

② 技術適合義務（法第11条）

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令に定める技術基準に適合していることを検査し、記録を残しておくことが必要です。

③ 適合性検査の受験（法第12条）

第三者機関である登録検査機関の検査を受け、適合していることを証する証明書の

交付を受け保存しておくことが必要です。

④表示（法第13条）

上記①から③までを履行したとき表示を行うことができます。

(3) 販売事業者の義務

法第4条により、表示（PSCマーク）が貼付されたものでなければ、販売又は販売を目的とした陳列が禁止されているため、表示があることを確認して販売する必要があります。（政令の附則により9月間の販売猶予期間が設けられており、平成23年9月27日からは、表示のない製品の販売ができなくなります。）

3. 技術上の基準の概要

機能的要求や構造に関しては、火炎の高さやばらつき、耐熱性や繰り返し燃焼性能、容器の耐圧性能などについて規定されており、具体的には、日本工業規格S4801（2010）又は日本工業規格S4802（2010）に適合していることが必要です。

また、火炎の生成における構造について、日本工業規格S4803（2010）の安全仕様（操作力による幼児対策）を満たしているか、又は、米国規格又は欧州規格に基づき実施されたチャイルドパネルテストに合格していること等が必要です。

なお、技術上の基準の解釈として、子供の不注意による点火を防止するため、聴覚若しくは視覚効果で楽しませるようなものでないことや、物理的形状又は機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないことが定められています。このため、いわゆるノベルティーライターと呼ばれるものについては、技術上の基準を満たさず、今後、販売が認められないこととなります。

4. 関係法令等

- ・消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）
- ・消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）
- ・経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号）
- ・消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（平成22年12月24日付け平成22・12・10商局第1号）

なお、平成23年1月下旬から2月中旬にかけ、全国10ヶ所（札幌(2/17)、仙台(2/18)、東京(1/26)、さいたま(2/4)、名古屋(2/16)、大阪(2/15)、広島(1/31)、高松(2/10)、福岡(2/3)、那覇(2/1))で説明会を開催いたします。今後、各都道府県主催での開催も検討し、順次、開催日程等について以下の当省ホームページに掲載していく予定です。ご確認ください。

また、消費生活用製品安全法関係の情報やライター規制の詳細については、以下のURLに掲載されています。関係資料についても掲載を充実されていく予定でありますので、是非ご覧ください。

URL:<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

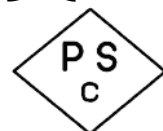
（検索エンジンでキーワードを「PSCマーク」として検索すると上位に表示されます。）

ライター等を販売される皆様へ

ライター等の販売規制の開始について

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の、**平成23年9月27日以降**にライター等を販売するにあたっては、以下の内容を確認するようお願いいたします。

1. 規制の概要



ライターや**多目的ライター**（**点火棒**）のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって
- ・ 当該容器の**全部又は一部にプラスチック**を用いたもの

については、本体に**PSCマーク**が付されているものに限って販売が認められます。

! 違反した製品を販売した場合、**罰則**等の対象となります。

☆**PSCマーク**は、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないことを規定しています。

2. 販売の際の注意事項

(1) 今回の規制により、**平成23年9月27日以降**、これまで流通していた**PSCマークのないライター**は**販売禁止**となります。

(2) 上記のマークを付された適正な製品を販売される場合においても、**子どもに使わせない**ように注意喚起をして下さい。

! 適正な製品には、事業者名称や以下の内容の**注意事項等**も表示されています。



- ① 子供の手の届くところに置かないこと
- ② 50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと
- ③ 使用後、火炎が消えていることを確認すること

消費生活用製品安全法の概要

「特定製品」の指定による安全規制（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSCマーク**がないと販売できず、マークのない製品が市に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、**製造又は輸入事業者**に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**とその中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている**特別特定製品**があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	・圧力なべ ・高圧力になる炊飯器
		乗車用ヘルメット	・オートバイ乗車用ヘルメット ・原動機付自転車乗車用ヘルメット
		登山用ロープ	・ザイル
		石油給湯機	・石油給湯機
		石油ふろがま	・石油ふろがま
		石油ストーブ	・石油ストーブ
特別特定製品		乳幼児用ベッド	・ベビーベッド
		携帯用レーザー応用装置	・レーザーポインター ・レーザー照準器 ・レーザー光を放出するおもちゃ
		浴槽用温水循環器	・ジェットバス ・24時間風呂
		ライター	・ライター ・多目的ライター（点火棒）

このほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業者が国に事故の状況等を報告する **製品事故情報報告・公表制度** と経年劣化による事故を防ぐための **長期使用製品安全点検・表示制度** があります。

各制度の詳細は、消費生活用製品安全法のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

PSCマーク

検索

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課
電話番号 03-3501-4707